

球磨支援通信

熊本県立球磨支援学校
令和7年(2025年)第2号



特別支援学校のセンター的機能をご紹介します！

私たち特別支援学校は、専門性を活かして地域に在籍している障がいのある子ども達への支援を共に充実させていく為のセンター的機能を持っています。文部科学省のHPには具体的な機能として…

① 小・中学校等の教員への支援機能

幼児児童生徒の実態把握及び学習面、行動面、生活面における具体的支援の相談

② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

学級経営や授業づくりに関する相談

③ 障がいのある幼児児童生徒への指導・支援機能

就学や進路に関する相談

④ 福祉、医療、労働などの関係機関との連絡・調整機能

校内委員会やケース会議等への助言



⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能

特別支援教育や障がい理解に関する研修の講師

⑥ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

県内の相談支援事業所や療育センター等に関する情報提供

教材・教具の提供

が挙げられています。熊本県が示している「令和7年度（2025年度）特別支援教育取組の方向」にも記載のとおり、対応が困難な幼児児童生徒に対しては校内支援委員会等を開催⇒地区コーディネーター会議や高等学校エリア会議で情報を集約⇒巡回相談の活用というように段階的な支援が求められています。

昨年度までの巡回相談における相談内容は「児童生徒に関する実態把握や具体的な指導・支援方法についての相談」が主でした。その他「学級経営や授業づくりに関すること」「教育課程の編成に関すること」「就学や進路」に関する相談がありました。

これら以外にも「校内の支援体制づくり」「校内委員会、ケース会議の充実」という観点から、各園・各校で行われている校内委員会やケース会議への参加という形で、本校がお力になれる場面があるかもしれません。ぜひご検討いただき、必要な場合は本校へご依頼ください。



通級による指導について知ってほしいこと

小・中学校、義務教育学校では多様な教育的ニーズに対応するため、通級による指導を行うことができます。そこで今回は通級による指導についての基礎的な情報を簡単にまとめます。

① 通級による指導とは？（法的根拠について）

通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び第141条（下記参照）に基づき行われます。その中で通級による指導の対象となる8つの障がい種が定められています。

言語障害者/自閉症者/情緒障害者/弱視者/難聴者/学習障害者/注意欠陥多動性障害者/その他障害のある者で、この条（第140条）の規定により特別の教育課程による教育を行うことが適当な者

知的障がいを有する児童生徒の場合、知的発達の遅れなどを考慮して、特別支援学級において日々の生活に結び付いた指導を行うことが適当であることから、通級による指導の対象にはなりません。



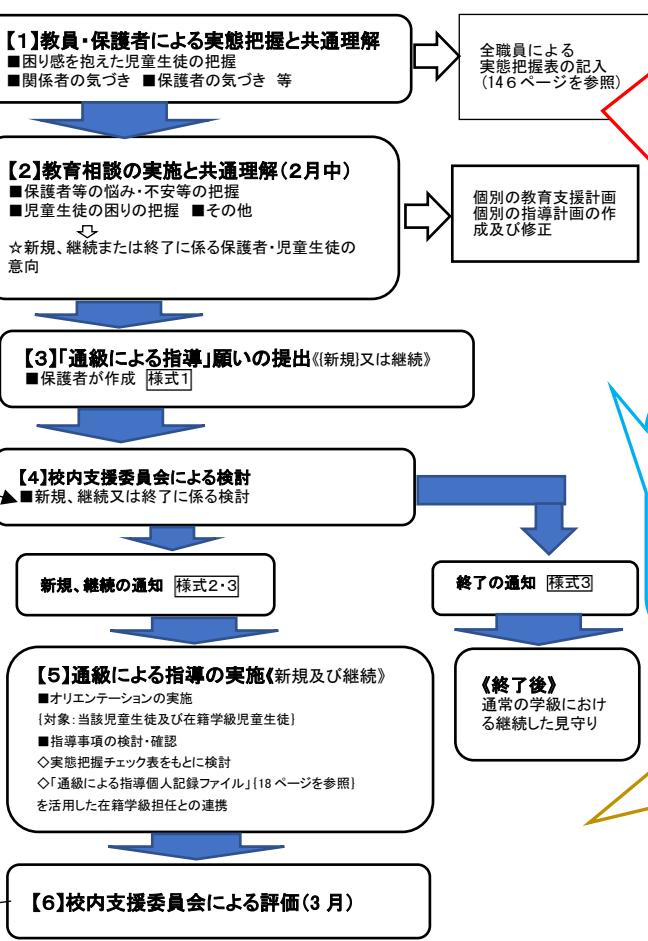
② 通級による指導の対象かどうかの基準は？ 指導内容は？

通級による指導とは、ほとんどの授業を通常学級で受けながら、必要に応じて特定の学習の場で行われる指導です。おおむね学年相応の学習に参加できるものの、上記に示した障がい等による学習上・生活上の困難さがある場合、児童生徒の障がいの状態に応じて、必要な時数を通級による指導で受けすることができます。

通級による指導では、児童生徒一人一人のニーズに応じて学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な力を身に付ける学習である「自立活動」を取り扱います。指導の時間を他教科の補充や代替として取り扱うことはできません。

通級による指導により、身に付けた力を通常の学級で学ぶ際に発揮できるようにするために、指導目標を明確にするとともに、通級の終了を視野に入れた指導が大切です。

③ 入級から終了までの流れは？（学校審議の場合の例）



当該児童生徒に対して、特別の教育課程を編成することが本当に必要か、十分な実態把握を踏まえて検討する必要があります。まずは、在籍学級における指導の工夫や適切な配慮を行います。それでも本人の困難さが見られる、一部特別の指導が必要と判断された場合に、校内支援委員会等を経て判断します。その際、市町村の教育委員会との連携や外部専門家の活用を図るとともに、場合によっては、教育支援委員会での意見等を考慮されなければなりません。その為、入学と同時に通級による指導を行うことはありません。

特別の教育課程を編成するということは、個別の教育支援計画を作成し、当該児童生徒一人一人のニーズを明記する必要があります。また、個別の指導計画を作成し、指導目標や指導内容・手立てを明確にすることも重要です。通級による指導では自立活動を取り扱いますので、自立活動目標設定シートを作成することが望ましいです。

継続や終了に関しては、本人、保護者と十分に相談した上で判断します。本人の学習上・生活上の困難さの軽減や解消が見られ、通常学級のみの学習でも十分に可能と判断されることが終了の目安です。



熊本県教育委員会作成「特別支援学級担任及び通級による指導担当教員のためのハンドブック」より抜粋しています。熊本県教育委員会のホームページにも載っていますので、必ずご一読ください。

問い合わせ先
熊本県立球磨支援学校
教頭：紫垣
特別支援教育コーディネーター：高島
TEL：0966-42-3792
FAX：0966-42-6938
E-mail：kuma-s@pref.kumamoto.lg.jp
HP アドレス：<https://sh.higo.ed.jp/kuma-s/>



こちらから
本校の HP へ
アクセスできます